

農地中間管理事業による利用権設定申出書

申出日	年	月	日
-----	---	---	---

西予市長 様

下記のとおり中間管理事業による利用権の設定等をしたく、申し出いたします。

なお、下記利用権設定等の条件については、私たち両名の協議合議によるものです。

また、西予市が作成する促進計画案の確認を省略することに同意のうえ、その促進計画案の内容を承認します。

【①貸し手・借り手について】

貸し手 (中間管理権を設定する者)		
住所	〒	
氏名	◎	
連絡先	自宅	—
	携帯	—
土地名義人	<input type="checkbox"/> 名義が貸し手と違う場合 ()	

借り手 (中間管理権の設定を受ける者)		
住所	〒	
氏名	◎	
連絡先	自宅	—
	携帯	—

- 【ご注意】
- ※ 名義人以外は申請できません。
 - ※ 共有名義など農地の所有者が複数いる場合は、代表の方を上欄に記入し、共有者の委任状を添付してください。
 - ※ 未相続名義の農地の場合は、相続持分の半分以上の同意が必要です。相続人代表者届出書と委任状を添付してください。
 - ※ 法人の場合は代表者名を追記してください。

【②借賃の額・支払方法について】 (該当する□に✓を入れてください。)

権利の種類	
<input type="checkbox"/> 使用貸借 (無償)	⇒ 支払方法・借賃の記入は不要です。
<input type="checkbox"/> 賃借権 (有償)	⇒ 下記以降を記入してください。
支払方法	借賃
<input type="checkbox"/> 機構を介した金納	⇒ 全筆当たり 円
<input type="checkbox"/> 当事者間での物納 ※物納の場合は添付書類が必要です	⇒ <input type="checkbox"/> 10a当たり kg
	⇒ <input type="checkbox"/> 全筆当たり kg

- 【ご注意】
- ※ 借賃の支払時期は下記のとおりです。
 - 金納の場合

設定月 (始期)	機構から貸し手への振り込み	借り手から機構への引落し
4月～9月	毎年2月26日に振り込み (休日の場合は前営業日)	毎年2月16日に引落し (休日の場合は翌営業日)
10月～翌年3月	毎年8月26日に振り込み (休日の場合は前営業日)	毎年8月16日に引落し (休日の場合は翌営業日)

 - 物納の場合
貸し手・借り手双方での協議
 - 注意事項
 - ※ 物納の場合は物納による賃料等譲渡合意書 (2枚) 物納による賃料等譲渡承諾書 (1枚) を添付してください。
 - ※ 一筆ごとに借賃を設定する場合は、裏面の【④権利を設定する農地について】の備考欄に借賃を記入してください。
 - ※ 現金でのやり取りはできませんのでご注意ください。
- ※ 支払時期が近づいた段階で機構から口座の問い合わせがあります。

【③存続期間 (契約期間) について】

始期	年	月	日
終期	年	月	日
存続期間	年間 (5年以上50年未満)		

- 【ご注意】
- ※ 始期は提出から一番早い締切日 (毎月5日) の属する月の3ヶ月後の1日から設定ができます。
(例: 4月15日提出の場合は8月1日から ※締切日5月5日)
 - ※ 始期は原則として、毎月の1日、11日、22日のいずれかの日となります。

【④権利を設定する農地について】（該当する□に✓を入れてください）

所在 (町名・大字・地番)	現況地目	設定面積	内容	備考
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	■ 登記と同じ <input type="checkbox"/> 登記と異なる（一部利用 m)	<input type="checkbox"/> 水田 <input type="checkbox"/> 普通畑 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	■ 登記と同じ <input type="checkbox"/> 登記と異なる（一部利用 m)	<input type="checkbox"/> 水田 <input type="checkbox"/> 普通畑 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	■ 登記と同じ <input type="checkbox"/> 登記と異なる（一部利用 m)	<input type="checkbox"/> 水田 <input type="checkbox"/> 普通畑 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	■ 登記と同じ <input type="checkbox"/> 登記と異なる（一部利用 m)	<input type="checkbox"/> 水田 <input type="checkbox"/> 普通畑 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	■ 登記と同じ <input type="checkbox"/> 登記と異なる（一部利用 m)	<input type="checkbox"/> 水田 <input type="checkbox"/> 普通畑 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	■ 登記と同じ <input type="checkbox"/> 登記と異なる（一部利用 m)	<input type="checkbox"/> 水田 <input type="checkbox"/> 普通畑 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	■ 登記と同じ <input type="checkbox"/> 登記と異なる（一部利用 m)	<input type="checkbox"/> 水田 <input type="checkbox"/> 普通畑 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	■ 登記と同じ <input type="checkbox"/> 登記と異なる（一部利用 m)	<input type="checkbox"/> 水田 <input type="checkbox"/> 普通畑 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	■ 登記と同じ <input type="checkbox"/> 登記と異なる（一部利用 m)	<input type="checkbox"/> 水田 <input type="checkbox"/> 普通畑 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	■ 登記と同じ <input type="checkbox"/> 登記と異なる（一部利用 m)	<input type="checkbox"/> 水田 <input type="checkbox"/> 普通畑 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	■ 登記と同じ <input type="checkbox"/> 登記と異なる（一部利用 m)	<input type="checkbox"/> 水田 <input type="checkbox"/> 普通畑 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> その他	

【ご注意】

- ※ 一筆のうち一部分について利用権設定する場合は「 登記と異なる」に✓を入れて面積を記入し、該当箇所を特定できる図面を添付してください。
- ※ 一筆ごとに異なる賃料を設定したい場合は、それぞれの賃料を備考欄に記入してください。
- ※ 書ききれない場合は、別表を添付してください。

【⑤確認事項】

(1) この申請書に加えて、下記の書類を添付してください。（添付する書類の□に✓を入れてください）

全ての申請で 必要な書類	<input type="checkbox"/>	農業経営の状況等（個人用・一般法人用・農地所有適格法人用）・・・1枚
	<input type="checkbox"/>	農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等・・・1枚
物納の場合に 必要な書類	<input type="checkbox"/>	物納による賃料等譲渡合意書・・・2枚
	<input type="checkbox"/>	物納による賃料等譲渡承諾書・・・1枚
名義人が亡く なっている場 合に必要な書 類	<input type="checkbox"/>	共有財産に係る代表者届出書・・・1枚
	<input type="checkbox"/>	委任状・・・代表者以外の相続人で同意している者の人数分
	注意	※農地の名義人が亡くなっていて未相続の場合は、代表者と同意者の相続持分の合計が半分を超える必要があります。

(2) この申出書の内容は、西予市及び機構で共有し、適正に管理します。

(3) この申出書の内容等を基に西予市が「農用地利用集積等促進計画」案を作成します。申出書の提出をもって権利設定の当事者の意向が明確であるものとし、促進計画案への押印を省略することができます。

(4) 西予市が作成した促進計画案を機構へ提出し、この計画を機構が決定し、西予市長が認可・公告をすることで、権利設定等の効力が発生します。

○お問い合わせ先
西予市農業委員会 農地係
TEL : 0894-62-6417
E-mail : nouin-jimu@city.seiyo.ehime.jp

農用地利用集積等促進計画により賃借権の設定等又は所有権の移転(以下「権利設定等」という。)を受ける者の農業経営の状況等(個人用)

整理番号		氏名又は名称			性別		年令		農作業従事日数					
現在、所有権を有し耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (A) (㎡)		現在、所有権以外の権利により耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) (㎡)			主たる経営作目 (C)		世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)			主な家畜の飼養の状況 (E)		主な農機具の所有の状況 (F)		農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)
農地	田	農地	田		男	農業専従者		人	人日			トラクター 耕運機 管理機 田植機 トラック 動力噴霧器	台	
	畑		畑			農業補助者	主として農業に従事する者							人
	樹園地		樹園地			農業補助者	従として農業に従事する者							人
採草放牧地		採草放牧地			(記載注意) (1) 権利設定等を受ける者の農業経営の状況等は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画で、いずれかにその添付があれば、他は添付を要しない。 (2) (A)欄は、所有権が設定されている農用地の面積を記載する。 (3) (B)欄は、所有権以外の権利(賃借権又は使用貸借権等)が設定されている農用地の面積を記載する。 (4) (C)欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。 (5) (D)欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日のをいう。 (6) (G)欄の「農業に従事する者の配置の状況」について、農用地が複数市町にまたがる場合には、市町別に記載する。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町名を記載する。 (7) 権利設定等を受ける者の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況を、別紙に記載し、添付する。									
農作業に従事する者の配置の状況 (G)														
市町		氏名			住所地、拠点となる場所等									

(別紙)

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第3条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有 ・ 無
②第4条（農地の転用の制限）	有 ・ 無
③第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有 ・ 無
④第42条（措置命令）	有 ・ 無
⑤第51条（違反転用に対する処分）	有 ・ 無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限）	有 ・ 無
②第15条の3（監督処分）	有 ・ 無

(3) 種苗法（平成10年法律第83号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）	有 ・ 無

(4) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条（使用の禁止）	有 ・ 無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ 無			

年 月 日

農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けるに当たり、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等について、上記のとおり申告します。

氏名又は名称 _____

(記載要領)

- 1の(1)及び3については、申告の日から起算して過去3年分の状況を記載してください。
- 1の(2)、(3)及び(4)については、申告の日現在の状況を記載してください。